

平成15年4月から

乳幼児医療費助成制度が改正されます

小さなお子さんが、入院・通院した場合の医療費については、子育て支援の一環として市町村が助成しています。

現在の助成方式は、領収書と必要書類をそろえて市町村に申請し、事務処理終了を待つてから、助成金の支払を受けるという大変手数と時間のかかる方式ですが、4月からは医療機関の窓口で乳幼児医療費助成受給券と保険証を提示して、自己負担額を支払うだけになります。

★自己負担額

通院 1回 200円

入院 1日 200円

▼世帯の所得により自己負担額がない場合もあります。

★対象者（現在と同じ）

・満3歳未満で入院及び通院をしたお子さん

・満3歳から小学校就学前の児童で継続して7日以上入院したお子さん

◎平成15年3月31日まで、医療機関にかかった医療費については、今までどおり健康福祉センター「プラム」へ申請してください。

・受診してから2年以内であれば申請できます。
・所得制限があります。

※問い合わせ先

健康福祉センター「プラム」

82-13400

4月から乳幼児医療費助成受給券が使用できるようになります。4月中旬に該当される保護者のみなさんに受給券の交付申請書を送付する予定です。受給券を希望される方は、必ず申請書を提出してください。

申請書の提出がないと、乳幼児医療費助成受給券を交付できませんのでご注意ください。

乳幼児医療費助成申請書送付
申請書記入・押印
健康福祉センター「プラム」
へ提出

規制の内容

条例で定める粒子状物質排出基準を満たさないディーゼル車は、県内の運行が禁止されます。運行する場合には、知事が指定した「粒子状物質減少装置」の装着が必要となります。

開始時期

平成15年10月1日からです。
(新車登録から7年間は規制の適用が猶予されます)

対象地域

千葉県全域です。

対象車種

ディーゼル車です。ただし、乗用車は規制の対象外です。

平成15年4月1日より自動車の運転者には駐停車時のアイドリングストップが義務付けられ、自動車を3台以上使用する事業者に自動車環境管理計画書の提出が義務付けられます。詳しいことは、千葉県ホームページに掲載しています。

※問い合わせ先

千葉県大気保全課

☎ 043-1223-3810

ディーゼル自動車の運行規制が始まります

ディーゼル自動車の排出ガスに含まれる粒子状物質は、発がん性や気管支喘息など健康に与える影響が懸念され、問題となっています。

千葉県では、粒子状物質を削減するため、ディーゼル自動車を規制する条例を定めました。